

健高第 443 号

平成 30 年 3 月 16 日

居宅介護支援事業所

介護予防支援事業所

管理者 様

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所

今治市健高福祉部

高齢介護課長

### 軽度者に対する車いす及び車いす付属品の貸与について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

軽度者に対する福祉用具貸与について、より適切な運用を図るため、「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の取扱いについて」(平成 29 年 7 月 4 日健高第 914 号)を発出し、この通知に則った手続きにより例外給付の申請等をしていただいているところです。この通知に関し、市に申請の必要のない軽度者に車いすを貸与する場合の手続きについて多数の質問が寄せられました。そこで、下記の取扱いを整理しましたのでご参照ください。

### 記

車いす(及び付属品)について、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者等がその要否を判断する場合

#### 1 対象となる軽度者

基本調査において、歩行が(何かにつかまれば)5メートル程度「できる」と判断された方(歩行が「できない」であればこの手続きを経ることなく貸与可)ですので、居宅内で車いす(付属品)を必要とすることはあまり考えられません。したがって、主として屋外において中距離以上の歩行が困難な方が対象となると想定されます。

## 2 主治の医師から得る情報

軽度者に関し、主治の医師から得る情報は、単に車いすが必要か否かではなく、「身体状況（ex. 加齢による下肢筋力の低下、パーキンソン病等）により屋外等における歩行が困難である」というものになります。この医師から得る情報については、医師による記載でも、聴取記録でも構いません（この場合、定型の様式はないため任意様式で可）。

## 3 担当者会における検討事項

主治の医師から得た情報を踏まえ、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議において、その必要性を検討することとなります。この担当者会議においては、次の点を必ず確認してください。

- （1） 残存能力から判断して必要か。また、残存能力を低下させることにならないか。

主治の医師から得た情報を元に検討してください。

- （2） 使用目的は適切か。

日常生活上必要と認められる外出等でなければならないため、「単なる気分転換のための散歩」「趣味のための外出」「友人宅への訪問」「墓参り」等を目的とする貸与は不適切となります。どのような場面で使用するのか想定してください。

- （3） 他に代替手段はないか。

杖や歩行器を使用することや家族等の支援により、外出の目的が達成できないかを検討し、可能となるなら、車いすの貸与は必要性がないということになります。

- （4） 安全に使用することができるか。

本人に認知症があり、操作・運転が危険である場合、経路上に急勾配の坂や車の往来が激しい箇所があり、安全が確保できない場合等の貸与は適切ではありません。

これらを確認し、検討を行った結果、車いす（付属品）の貸与が必要であると判断された場合は、福祉用具貸与費の算定が可能となります。検討内容は担当者会の要点に記載してください。

既に軽度者に対して、車いす（付属品）を貸与している場合も、上記を参照して見直しを行ってください。

## 4 貸与後の手続

貸与後の更新、区分変更の際にも主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者等がその継続の可否を判断することになります。ただし、更新、区分変更の日の概ね2月前以内に医師から情報を得て車いす（付属品）の貸与を開

始しており、かつ、そのときから軽度者の身体状態に変化がない場合は、前回医師から得た情報を再度活用することができます。したがって、更新、区分変更に係る担当者会の前に改めて医師から情報を得る必要はありません。

例 8月1日更新の利用者について

6月25日医師の情報入手・・・㉠

6月30日担当者会において軽度者に対する車椅子の貸与の要否判断

7月1日車椅子の貸与開始

7月25日更新に係る担当者会・・・㉡

8月1日更新・・・㉢

※上記の例では、㉠から㉢の間が概ね2月以内なので、軽度者の身体状況に変化がない場合、㉡においては㉠の情報を活用して、軽度者に対する車椅子の貸与の継続の可否を判断することができる。改めて医師の情報を得る必要はない。

福祉用具貸与（特に例外給付によるもの）については、単に本人、家族の要望をそのまま鵜呑みにするのではなく、福祉用具の安易な利用は、かえって本人の自立を阻害する恐れがあることを念頭におき、適切なケアマネジメントにより福祉用具の必要性を十分に検討していただきますようお願い申し上げます。

適切なケアマネジメントによる見直しを行わず、必要のない方に漫然と貸与を続けているケースを発見したときは、給付費の返還を求めることも考えられますのでご注意ください。

高齢介護課 介護保険担当 0898-36-1526
---------------------------------